

## 令和7年度スタートアップ支援補助金の受付開始（松阪市産業支援センターからのお知らせ）

松阪市産業支援センターです。

昨日より、三重県のスタートアップ支援補助金の受付が始まりました。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしく願いいたします。

---

### 1.令和7年度スタートアップ支援補助金の受付が始まりました

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0360800080.htm>

### 2.事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の無料相談窓口の予約受付中！！

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

### 3.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

### 4.補助金や支援金の紹介ページ、都度更新中！！

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

---

### 1.令和7年度スタートアップ支援補助金の受付が始まりました

県内に拠点を置くスタートアップ等が取り組む革新的なビジネスモデルを活用した新規事業を支援することで、企業のさらなる成長を促進し、三重県経済の発展につなげることを目的とした令和7年度スタートアップ支援補助金の公募が始まりました。

#### ・補助対象者：

<法人または個人事業主である場合>

※原則、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1)三重県内に拠点(事業所または住所)を有し、三重県で事業を実施していること

(2)事業化にあたってプロトタイプを有している者であること。

(検証や実証が可能なレベルの試作品、サービス等を有していること)

(3)公募締切日の時点で「創業後15年未満の中小企業者」かつ「未上場」であること、または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う方」であること。

※三重県内で起業予定の学生を対象とした要件に関しては、スタートアップ支援補助金公募要領等をご確認ください。

※その他の要件に関しては、スタートアップ支援補助金交付要領および公募要領等をご確認ください。

#### ・補助対象事業：

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)から(3)に該当する事業であることが必要です。

(1)革新的なビジネスモデルを活用した新規事業創出のための検証や新サービス・製品の実証

であること。

(2)公序良俗に反する事業ではないこと。

(3)本補助事業期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)または県の補助金、助成金の交付決定を受けていないこと。

・補助限度額：

300 万円

・補助率：

2/3 以内

・公募期間：

令和 7 年 5 月 21 日から令和 7 年 6 月 27 日 正午まで

・スタートアップ等について

スタートアップ等とは「創業後 15 年未満の中小企業者かつ未上場の企業」または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う方」

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0360800080.htm>

申請は電子申請のみ受付

<https://logoform.jp/f/G3YN0>

## 2.事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の無料相談窓口の予約受付中！！

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、「事業承継」「税務」「販路開拓」「法律」「労働」の各相談窓口を行っています。

事業者の皆さんのご活用をお待ちしています。

・開催日：

事業承継相談 毎月第 1 水曜日

税務相談 毎月第 1 木曜日(6 月は 13 日に開催日変更)

販路開拓相談 毎月第 3 水曜日

法律相談 毎月第 3 木曜日

労働相談 毎月第 4 水曜日

・相談開始時刻：

13 時 30 分からと 15 時 00 分からの 2 回

・相談時間：

90 分以内

・予約方法：

窓口開催日の 1 週間前までにご予約ください

・費用：

無料

・対象者：

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する方

・窓口会場：

カリヨンプラザ 1 階 支援センター相談室(松阪市日野町 788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

### 3. デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

松阪市では、株式会社トラストリッジと連携協定を結び、デジタル担当者が松阪市産業支援センターに常駐しています。

「デジタル化」という言葉だけ聞くと「よくわからない」「何をするんだろう」と思われるかもしれませんが。実は、手作業で管理をしていたものをパソコンで管理をしたり、Web、SNS を活用して発信することもデジタル化の一部です。

また、デジタルに関わらずマーケティング戦略のご相談も受け付けています。

業務効率化、業務の棚卸にもなりますので、皆さんからのご相談をお待ちいたしております。

・デジタル担当者の得意分野：

営業から、広告運用、Web ディレクター、コンテンツ制作、マーケティングと幅広い業務の経験あり。運用設計からマーケティングまで幅広く対応が可能

課題に対して複数部門や関係先とコミュニケーションを取りながら現状を把握し、全体最適、課題解決に向けて対応していくのを得意としています

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及びお困りごと相談箱への投稿は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

### 4. 補助金や支援金の紹介ページ、都度更新中！！

松阪市産業支援センターでは、補助金の募集開始情報を調査し下記ご紹介ページを都度更新しています。

皆さんのご活用をお待ちしております。

補助金一覧は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

雇用に係る助成金一覧は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/koyou-jyoseikin.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

\*\*\*\*\*

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

E-mail [san.shien@city.matsusaka.mie.jp](mailto:san.shien@city.matsusaka.mie.jp)

\*\*\*\*\*